

地域商社の公募！

平成30年度小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業調査研究事業申請書で「地域商社設立を目指したコミュニティビジネス及び地域活性化調査事業」を実施し、地域商社の組織形態、機能・役割、事業計画・収支シュミレーションを行い、地域商社の重要性を認識することができ、早期の設立が急務であるという結論に達しました。そのため、地域商社設立及び運営に興味のある方、趣旨をご理解頂いた方で、本事業に概ね専念頂ける方を、当会会員の中から広く公募し選定することとなりました。つきましては、地域商社設立に関わりたい方は当会へ平成31年4月26日（金）までにご連絡ください。選定方法については、地域商社選定委員会にて選定致します。詳細は別紙参照ください。

小規模事業者持続化補助金 及び ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 公募開始・公募予定！

公募要項 申請書	小規模事業者持続化補助金 広島県商工会連合会 持続化補助金で検索	ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 広島県中小企業団体中央会で検索
公募期間	平成31年3月下旬～4月上旬開始予定 昨年度)平成30年3月9日(金)～5月18日(金)[当日消印有効]	平成31年2月18日(月)～5月8日(水)[当日消印有効]
事業実施期間	交付決定日から平成31年12月31日(月)予定	一般型 交付決定日から平成31年12月27日(金) 小規模型 交付決定日から平成31年11月29日(金)
資金使途	策定した経営計画に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること。販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。	中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善を行うための設備投資等。
対象事業所	製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社及び個人事業主)であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下) 参考)小規模事業者の定義 卸売業・小売業 常時使用する従業員の数 5人以下 サービス業(宿泊業・娯楽業以外) 常時使用する従業員の数 5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数 20人以下 製造業その他 常時使用する従業員の数 20人以下	日本国内に本社および実施場所を有する中小企業者(公募要領P5参照)
補助上限額	50万円	一般型 100万円から1000万円 小規模型 100万円から500万円
補助率	2/3以内	設備投資必要 1/2以内・2/3以内 ※条件あり 設備投資のみ 1/2以内・2/3以内 試作開発等 1/2以内・2/3以内

優良従業員表彰推薦者募集

全国商工会連合会・広島県商工会連合会において、当会会員事業所に勤務されている優良従業員表彰の推薦者の募集をしています。下記の表彰基準に該当する従業員がいらっしゃる事業所さんは、是非、推薦書(商工会で用意しています)を、ご記入の上4月10日(水)までに、商工会へご提出してください。なお、詳細や推薦書が必要な事業所は、商工会へご連絡ください。

1. 全国連合会長 優良従業員表彰対象従業員

商工会地区の優良従業員で、次の要件のいずれにも該当

- ①商工会の会員である商工業者の従業員
- ②同一商工業者の下に引き続き30年以上勤務、勤務成績が、優秀であって、経営者の信頼が厚いと認められる者

2. 広島県商工会連合会会長 商工会地区優良従業員

商工会地区内の商工業者の従業員としてその事業の振興に寄与した功績顕著と認められ、他の範とするにたる者であって、次の各号に掲げる資格を備えた者

- ①商工会の会員である商工業者の従業員
- ②同一商工業者の下に引き続き15年以上勤務し、勤務成績が優秀であって、経営者の信頼が厚いと認められる者

各種補助金申請書作成支援

小規模事業者持続化補助金 及び ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の申請を検討されている方は、4月10日(水)までに当商工会へご連絡ください。ご連絡頂いた事業所の方には、後日、日程調整の上、専門家の個別指導(無料)をさせていただきます。(できるだけ個別指導日には、申請書をできる限りの範囲で記載してきてください。)但し、希望者が多数の場合は、先着順とさせていただきますので、ご了承ください。

経営発達支援計画5ヶ年計画(第2期)承認

平成28年より実施してきました経営発達支援計画(第1期)が平成31年2月で終了しました。平成31年3月15日(金)に、昨年末に申請しておりました第1期の基本方針をほぼ引き継ぐ形での経営発達支援計画(第2期)が承認されました。

今後は、この5ヶ年の計画書に基づき事業を推進してまいります。詳細は、当会HPをご覧ください。経営発達支援計画書(5ヶ年)を基に、この一年の詳細な事業計画である小規模事業者伴走型支援計画の承認を目指し申請致します。

36協定書式の変更が必要！

平成31年4月の働き方改革関連法施行によって、時間外労働の上限が規定されたため、36協定で定める必要がある事項が変わりました。つきましては、従業員が1人でもいる事業所は、下記の注意すべきポイントに注意して、協定書の変更及び締結が必要。なお、事業所によっては、締結された協定書を所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

36協定の締結に当たって注意すべきポイント

- Point① 協定する期間は、「1日」「1か月」「1年」に限ります。
- Point② 協定期間の「起算日」を定める必要があります。
- Point③ 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内をすることを協定する必要があります。
- Point④ 限度時間を超えて労働させることができるのは、「臨時的な特別な事情がある場合」に限ります。
- Point⑤ 健康及び福祉を確保するための措置

※詳細は、インターネットで「働き方改革関連法に関するハンドブック」を検索して、ご参照ください。

※36協定書の新書式や記載例は、上記の「働き方改革関連法に関するハンドブック」P11～P13をご参照ください。

有給休暇の取得義務化

労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。

●年次有給休暇は、労働基準法が改正され、**2019年4月から、全ての企業において、年10日以上**の年次有給休暇が付与される労働者に対して、**年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要**となりました。

●ただし、2019年4月より前に付与していた年次有給休暇については、年5日取得させる義務の対象とはなりません。2019年4月1日以後、最初に年10日以上有給休暇を付与した日（基準日）から、年5日確実に取得させる義務の対象となります。

厚生労働省からのお知らせ

皆様は、既にマスコミ等の報道でご存知のとおり、毎月勤労統計調査の全数調査がされていなかったことにより、統計上の賃金額が低めに出ており、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険、労災保険、船員保険の給付額に影響が生じています。追加給付が必要な方には、2004年以降追加給付が必要となる時期に遡って給付を実施予定。なお、各給付によって時期は相違しますが、お知らせが順次送付されます（平成31年3月～9月）。つきましては、下記に該当される方は、追加給付の対象となる可能性があります。ご確認をされたい方は、追加給付問合せ専用ダイヤルへご連絡ください。

①雇用保険関係の給付を受給された方

2004年8月以降に受給された方が対象となり得ます。

②雇用調整助成金を受給された事業主の方

2004年8月から2011年7月までの間及び2014年8月以降に、休業、教育訓練又は出向の初日を設けて雇用調整助成金を受給されている場合、追加支給の対象となる可能性があります。

③労災保険の給付を受給された方

2004年以降に、労災保険の給付を受けた方が、追加給付の対象となる可能性があります。

④船員保険の給付を受給された方

2004年8月以降に船員保険制度の職務上災害により障害年金や遺族年金を受給されていた方のうち、必要な方について追加給付を行います。

専用ダイヤル 平日 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15
雇用保険 0120-952-807
労災保険 0120-952-824
船員保険 0120-843-547・0120-830-008

第5回セントルマルシェ開催

日時：平成31年4月21日（日）10:00～16:00

場所：トムミルクファーム（豊栄）

個人事業承継税制のポイント

個人事業主が事業承継を行う際の税負担をゼロとする新しい制度が創設されました。10年間の時限措置（2019年1月1日～2028年12月31日の間）に行われる相続・贈与が対象です。

本制度を活用するためには、①経営承継円滑法に基づく認定が必要。②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出する必要があります。

対象）事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象です。

- 土地・建物（土地は400㎡・建物800㎡）
- 機械・器具備品
- 車両・運搬具
- 生物（乳牛等）
- 無形償却資産

協会けんぽの保険料率 改定

平成31年度の協会けんぽの健康保険料及び介護保険料率は、下記のとおり変更となります。

	平成31年2月分 （3月納付分）まで	平成31年3月分 （4月納付分）から
健康保険料率	給与・賞与 10.00%	給与・賞与 10.00%
介護保険料率	1.57%	1.73%

広島県央商工会新規会員紹介

平成30年度（4月1日～3月25日の間に）加入された15事業所の会員を別紙にてご紹介いたします。

日本政策金融公庫のお知らせ

平成31年4月27日から5月6日までの10連休の間の中小企業・小規模事業者の皆様からのご融資やご返済に関する相談に対応するため、下記のとおり特別相談窓口の設置及び休日電話相談を実施しますのでご案内致します。

	実施日	連絡先
特別相談窓口	4月27日～5月6日 9:00～17:00	日本政策金融公庫 尾道支店 ☎0848-22-6111
休日電話相談	4月30日・5月1日・2日 9:00～17:00	国民生活事業 ☎0120-327790

休館のお知らせ

ゴールデンウィーク（4月27日（土）～5月6日（月））の期間は、当館は、閉館致します。つきましては、ご相談やご用時のある方は、できるだけお早めにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

今後の行事予定

- 4月21日（日） 第5回 セントルマルシェ
- 5月初旬 広島県央商工会監査会
- 5月初旬 広島県央商工会役員会
- 5月下旬 広島県央商工会総代会

次回会報6月上旬発行予定